

○まんのう町議会政務活動費の交付に関する条例（案）

令和〇年〇月〇日

条例第〇号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、まんのう町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる。

（政務活動費の交付対象）

第3条 政務活動費の交付対象は、まんのう町議会議員の職にある者（以下「議員」という。）とする。

（政務活動費の額）

第4条 政務活動費は、議員一人につき年額15万円を限度とする。

2 年度の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合における政務活動費の交付限度額は、月単位で算定するものとし、これらの事由が生じた日の属する月は除外する。

3 年度の途中において新たに議員となった者に対する政務活動費については、議員となつた日の属する月分から、当該年度分を月単位で算出した額とする。

（政務活動費の交付申請）

第5条 政務活動費の交付は、上半期（4月から9月まで）及び下半期（10月から翌年3月）の期間ごとの実績に応じて行うものとし、交付を受けようとする議員は、別に定める様式により、上半期にあっては9月末日、下半期にあっては3月末日までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 議員の任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に政務活動費交付申請書を町長に提出することができる。

（政務活動費の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合、政務活動費の交付決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

（収支報告書）

第7条 議員が政務活動費の交付を受けようとする場合、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を別に定める様式により、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、領収書及び他の支出を証すべき書面を添え、交付申請の 10 日前までに提出するものとする。

(議長の調査)

第 8 条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定による収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第 9 条 議員は、第 6 条の規定による通知を受けた後、別に定める様式により、速やかに政務活動費を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書の保存)

第 10 条 第 7 条の規定による収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表(第 2 条関係)

経費	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に必要な経費